

医療保険制度が改正

健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、本年十月一日から施行されました。

今般の改正は、人口の高齢化の進展や疾病構造の変化、医療サー

ビスに対する国民ニーズの多様化・高度化など、我が国の医療を取り巻く状況が大きく変化する中で、医療保険制度が将来にわたり良質な医療を安定的かつ効率的に提供していくとともに、保険税・自己負担の適切な組み合わせによ

り費用負担の公平化も図るうとするものです。

入院時の食事は

定額負担

入院時の食事については、質の向上、選択の幅の拡大といった患者ニーズが増えてきました。また、入院と在宅などの費用負担面での格差も生じてきました。このため、「入院時食事療養費」を新たに導入し、医療機関でのサービスの質の向上とともに、食事費用の一部を入院患者に負担していただきました。

たたかれてきた。このため、入院時の食事についての負担額は、上の表のとおりです。Bに該当する方は、減額認定の手続きが必要となりますので、市役所保健環境課国保医療係の窓口で申請してください。

※低所得者世帯とは、住民税が課税されない世帯のことですが、対象になるか判断しない場合は、電話等で問い合わせください。
申請に必要なものは、保険証、印鑑、老人医療受給者証（老人保健対象者）です。

市役所で申請できる方は、国保加入者と老人保健対象者だけです。老人保健対象者以外の社会保険（職域保険）に加入している方は、職場での申請となります。

※④ 六十八歳または六十九歳の方で、⑤老人医療費受給者証をお持ちの方は、受給者番号の最初の番号が5の場合は、減額認定の対象となります。申請は必要となりますので、市役所保健環境課国保医療係の窓口で申請のうえ、「認定証」をも

うであります。歳の方で、⑥老人医療費受給者証をお持ちの方は、受給者番号の最初の番号が5の場合は、減額認定の対象となります。申請は必要となりますので、市役所保健環境課国保医療係の窓口で申請のうえ、「認定証」をも

うであります。※社会保険等の場合は、あまり該当にならないと思いますが、国保世帯の場合は、約四人に一人の割合で該当になりますので、特に、現在入院中の方は電話などで問い合わせください。

お年寄りの医療

お医者さんにかかるとき

受診の際は、保険証と健健康手帳、医療受給者証を窓口へ提出してください。窓口で支払う一部負担金は次のとおりです。

外来（通院）……医療機関ごとに最初の診察日に一、〇〇〇円支払う。総合病院では、各診療科をそれぞれ別の病院として扱います。

入院……一日七〇〇円を入院日数分支払う。ただし、住民税

非課税世帯の老齢福祉年金受給者は、一日三〇〇円を二ヶ月間の限度で支払います。

※住民税非課税世帯に属する方は、市役所で「老人保健標準負担額減額認定」の申請をして、「認定証」を受けとり、病院の窓口に提出してください。入院時の食事療養に係る標準負担額「一日六〇〇円」が「四五〇円」に減額されます。



老人保健標準負担額減額認定証	
平成 年 月 日 交付	
市町村番号	27190040
受給者番号	
受給者 氏名	
生年月日	明・大・昭 年 月 日 男・女
受給者 居住地	
適用年月日	平成 年 月 日 から
有効期限	平成 年 月 日 まで
長期入院該当年月日	平成 年 月 日 区町村印
上記受給者は、老人保健法施行規則第21条の2の2第1号の適用があることを認定する。	
発行機関名 及び 印	都留市長 都留市長